

議案第16号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年2月21日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中

「

| |
|---------------------|
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
|---------------------|

| |
|---|
| 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
|---|

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の16の項中「又は教育委

」

員会」を削り、

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の17の項中

」

「

児童扶養手当関係情報であって規則
で定めるもの

を

」

「

児童扶養手当法（昭和36年法律第
238号）による児童扶養手当の支給
に関する情報であって規則で定める
もの

に、

」

「

特別児童扶養手当関係情報であって
規則で定めるもの

を

」

「

特別児童扶養手当等の支給に関する
法律による特別児童扶養手当の支給
に関する情報であって規則で定める
もの

に改める。

」

別表第3 教育委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------------------------|---|---|------------------------------------|---|---|
| 本則・附則（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） | | | 本則・附則（略） 別表第1（略） 別表第2（第5条関係） | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 6 市長 | 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 6 市長 | 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 16 市長 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 16 市長又は教育委員会 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | | | | |
|-------|--|---------------------|---|-------|--|
| | | | | | |
| | | | | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | | | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| | | | 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの | | 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| 17 市長 | つくば市医療福祉費支給条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの | 17 市長 | つくば市医療福祉費支給条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| | | | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの | | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | | 障害者関係情報であって規則で定めるもの | | 児童扶養手当関係情報 |
| | | | | | _____であって規則で定めるもの |
| | | | | | 障害者関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-----|-----|--|
| | | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| (略) | (略) | (略) |

別表第3 (第6条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|---|--------|--|
| 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|-----|-----|---|
| | | 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 特別児童扶養手当関係情報 |
| | | _____であって規則で定めるもの |
| | | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの |
| (略) | (略) | (略) |

別表第3 (第6条関係)

| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
|--------|--|--------|---|
| 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| 教育委員会 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 人等支援給付等関係情報であって <u>規則で定めるもの</u> 地方税関係情報であって規則で定 <u>めるもの</u> 児童扶養手当関係情報であって規 <u>則で定めるもの</u> 国民年金法による障害基礎年金の 支給に関する情報であって規則で <u>定めるもの</u> 特別児童扶養手当関係情報であっ <u>て規則で定めるもの</u> 障害者自立支援給付関係情報であ <u>って規則で定めるもの</u> 生活に困窮する外国人に対する生 活保護の措置に関する情報であっ <u>て規則で定めるもの</u> |
|--|--|--|